

第3回検討会における主なご意見

- ① 単味、少量包装、インターネット販売、パッケージの問題と、リテラシーの向上も両面で進める必要がある。
- ② 店舗と管理者、倉庫等が別の場所にある際も、それぞれを許可でおさえる必要がある。監視は許可権者が監視に行き、情報を共有するというのが現実的。
- ③ インターネット販売の実態は？ →事務局より調査が難しいと回答したが、大正製薬からメーカーからデータを提供できる旨の発言があった。
- ④ 移動販売車のモニターや、コンビニの情報ステーションでは相談に際しプライバシーが確保できないのではないかと。その他でも通信途絶等、容易にトラブルが想定される。
- ⑤ 登録販売者の不足を理由にデジタルを導入するというのは適当ではない。
- ⑥ 遠隔対応が可能かどうか検討する際には店舗で想定されるケースを幅広く丁寧に見ていく必要がある。例えば、購入者からのクレーム対応、想定外の相談対応、等誰がどう対応するのか。
- ⑦ 一箱で致死量を超えている製品が販売されているのはいかなるものか。濫用の恐れのある医薬品等、少量包装も検討するべきではないか。
- ⑧ 胃痛で鎮痛剤を誤って飲んで等事例が多く、店頭での情報提供、受診勧奨が重要だと強く認識。遠隔販売には問題が多い。
- ⑨ 一般用医薬品は医療用医薬品と一体的に管理すべき、品目によって対応も変えるのだろう。濫用の恐れのある製品等モノによってはインターネット販売を禁止して対面のみとする場合もありかと思う。ただ、一般用医薬品は需要者の選択で購入できる製品であり、安全なモノも多くあるので、そういったものは広くアクセスできるようにしてほしい。
- ⑩ 自社のビジネスモデルに合わないから規制の方を変えろというのは不適切ではないか。患者の安全やプライバシー等に関する検討も不足している。
- ⑪ 新たな販売方法が濫用を進めるのでやらないほうがいいというのは適切ではない。専門家の関与は必須だが、電話やウェブ会議システムでも代用できるのでは。インターネット販売や遠隔販売が不適切な品目を決め、可能な品目については新たな販売方法を検討してもよいのではないかと。
- ⑫ 需要者の立場に立っての検討が必要。望んでいる方にどう提供していくか。これから医療の担い手が少なくなっていく中、薬局も医療機関も少なくなっていく地域は確実にある。そういった地域においても適切に確実に提供する体制が必要。医療者の働き方改革の観点も重要。一方で安易なネット販売の促進等は避けるべきである。
- ⑬ デジタル技術の活用という観点から、本人確認のためのID管理等データの世界的話になるが、こういった検討をする際には、一元的に情報収集し、管理するという観点から効率的な活用方法を考える必要がある。特定の店舗、特定の地域といった限定的な活用ではなく、将来的な広がりも見据えて検討すべき。
- ⑭ 有資格者である管理者は、医薬品を含めた物や従業員の管理、店舗利用者への対応、予期していなかったことへの対応等、様々な業務が求められる。これらの業務には、デジ

タル技術により遠隔で対応可能なものがあるが、一方で、実地でなければ対応できないものもある。店舗のあらゆる管理業務を一括りに議論するのではなく、どのような業務であれば遠隔対応が可能かという視点が重要である。